



令和4年度 補正予算が成立しました

第3回区議会定例会において、令和4年度世田谷区一般会計第3次及び第4次、国民健康保険事業会計第1次、後期高齢者医療会計第1次、介護保険事業会計第1次、学校給食費会計第2次補正予算が、可決・成立しました。

今回は、ワクチン住民接種をはじめとした新型コロナウイルス感染症防止対策や、エネルギー価格・物価高騰に伴う区民・事業者への支援等(第3次)と、国による「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給など(第4次)、速やかに対応すべき施策について補正を行いました。

※補正予算書及び補正予算概要は、区のホームページからご覧になれます。

●各会計予算額

区分	補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	3438億8597万円	202億9461万円	3641億8058万円
特別会計	国民健康保険事業会計	9億4695万円	833億1643万円
	後期高齢者医療会計	6億4632万円	240億2659万円
	介護保険事業会計	30億2411万円	729億5042万円
	学校給食費会計	6456万円	33億7698万円
合計	5228億7445万円	249億7655万円	5478億5100万円

*表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

●特別会計の主な補正内容

内容
●各会計における前年度繰越金の確定
●国民健康保険事業会計における前年度保険給付費等交付金等超過交付分の償還金 等
●後期高齢者医療会計における前年度保険料額確定に伴う広域連合への負担金の増 等
●介護保険事業会計における前年度国庫支出金等の超過交付分の償還金 等
●学校給食費会計における給食賄費の増 等

●一般会計の主な補正内容

項目・金額	内容
歳入 歳入総額 202億9461万円	●国庫支出金、都支出金、繰越金、諸収入、特別区債の増
歳出 新型コロナウイルス感染症防止対策 78億3693万円	●オミクロン株対応ワクチン住民接種 ●オンライン診療緊急体制の確保 等
エネルギー価格・物価高騰等対応 84億7219万円	●せたがやPayを活用した消費喚起の拡充 ●高齢・障害・子育て関連施設への支援 ●区立施設等の光熱水費等上昇への対応 ●住民税非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付金の支給 等
その他事業 39億8549万円	●農福連携事業拠点整備 ●高校生等医療費助成実施準備 ●特定不妊治療費助成 等

問財政課 ☎5432-2044 FAX5432-3011

証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・納税証明書、戸籍証明書を取得できます。

取得できる証明書	利用時間	手数料
住民票の写し、 印鑑登録証明書、 課税・納税証明書	午前6時30分～ 午後11時	1通 200円
戸籍全部事項証明書、 戸籍個人事項証明書 (世田谷区に本籍がある方)	月～土曜(第3土曜、 祝・休日を除く) 午前9時～午後5時	1通 350円

※メンテナンス日(11月19日)、年末年始は利用できません。
 利用の際に必要なもの/マイナンバーカード
 ※利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。

問住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 FAX5432-3077

読書の秋は図書館へ

10月27日～11月9日は「読書週間」です

●読みたい本、探せます

図書館にある本は、図書館ホームページ(HP<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/>(携帯電話の場合は末尾にi/をつける))や利用者用検索機(OPAC)で探すことができます。

●本を借りてみませんか

本や雑誌等は全館合計15冊まで、音響資料は全館合計6点まで借りることができます。資料を借りるには利用者登録が必要です。登録には、住所・氏名を確認できるもの(運転免許証・保険証等)をお持ちください(小学生以下は確認書類不要)。

②家庭読書の日記念講演会「子どもの本が世界をつなぐ」

対 区内在住・在勤・在学の中学生以上の方

日 12月3日(土)午後2時～3時30分

場 中央図書館

講 さくまゆみこ(翻訳家)

備 手話通訳あり(要予約)。

申 11月15日(必着)までに②オンライン手続き、または往復ハガキ(記入例参照。手話通訳が必要な方はその旨も明記)で中央図書館(〒154-0016 弦巻3-16-8)へ 抽選70人

問中央図書館 ☎3429-1811 FAX3429-7436

11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

今年のテーマ/「性暴力を、なくそう」

性犯罪・性暴力をはじめ、DV(配偶者等からの暴力)、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等は決して許されるものではありません。暴力の未然防止や拡大防止に向けて、一人ひとりにできることを、この機会に考えてみませんか。

区では、DVや犯罪被害にあわれた方への相談窓口を開設しています。

DV相談専用ダイヤル	☎0570-074740(ナビダイヤル) 月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)
世田谷区犯罪被害者等相談窓口	☎03-6304-3766 FAX03-6304-3710 月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)

備 その他の相談先のご案内等詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710